

資料編



資料編

第1節 策定の経過

年 月 日	内 容
平成30年 10月24日	平成30年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定について (2) ニーズ調査について
11月5日	平成30年度第3回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) ニーズ調査票について
11月30日～ 12月21日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 内容: 市内在住の就学前及び就学児の保護者、13～49歳の市民に配布回収
平成31年 2月12日	平成30年度第4回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定(変更)について (報告事項)「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」集計速報
令和元年 7月9日	上尾市子ども・子育て会議委員委嘱式 平成31年度第1回上尾市子ども・子育て会議 次期上尾市子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問) 議題(1) 平成30年度上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 幼児教育・保育の無償化について (4) その他
8月28日	平成31年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (2) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (3) その他
10月11日	平成31年度第3回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 量の見込みについて (3) その他
11月20日	平成31年度第4回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
12月2日～ 12月27日	パブリックコメントの実施
令和2年 1月28日	平成31年度第5回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 答申について (3) 特定地域型保育事業所の利用定員の設定について
1月30日	市長へ答申

第2節 上尾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号及び第6号において単に「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援に関係する団体を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平26条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(上尾市保育審議会条例の廃止)

2 上尾市保育審議会条例(昭和52年上尾市条例第20号)は、廃止する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第3節 上尾市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属機関等	枠
1	浦和 三郎 新藤 孝子	市議会議員・健康福祉常任委員会委員長（～令和元年12月） 市議会議員・健康福祉常任委員会委員長（令和2年1月～）	1号 (市議会)
2	戸野部 直乃	市議会議員・健康福祉常任委員会副委員長	1号 (市議会)
3	大西 早苗 伊藤 由美子	私立幼稚園保護者（～平成31年3月） 私立幼稚園保護者（平成31年4月～）	2号 (保護者)
4	内藤 友里	上尾市小規模保育園連絡協議会 保護者	2号 (保護者)
5	入野 麻希	市立保育所保護者会連合会（杉の子連合会） 事務局長	2号 (保護者)
6	松本 慶多 遠山 貴洋	上尾市PTA連合会副会長（～平成31年3月） 上尾市PTA連合会副会長（平成31年4月～）	2号 (保護者)
7	野村 和広 吉田 雄二	連合埼玉県中央地域協議会事務局長（～令和元年9月） 連合埼玉県中央地域協議会事務局長（令和元年10月～）	3号 (労働者)
8	外石 馨	上尾市小規模保育園連絡協議会 会長	4号 (従事者)
9	萩原 和也	NPO法人あげお学童クラブの会 事務局長	4号 (従事者)
10	久芳 敬裕	株式会社こどもの森 会長 上尾私立保育園施設運営法人の長	4号 (従事者)
11	鈴木 玲子	NPO法人彩の子ネットワーク 共同代表・理事	4号 (従事者)
12	大川原 恵子	上尾市社会福祉協議会在宅福祉課支援係 係長	4号 (従事者)
13	○田中 元三郎	上尾市私立幼稚園認定子ども園協会 会長	4号 (従事者)
14	◎中村 磐男	聖学院大学 名誉教授	5号 (学識)
15	土屋 正男 城所 典子	上尾市青少年育成連合会会長（～平成31年3月） 上尾市青少年育成連合会副会長（平成31年4月～）	6号 (関係団体)
16	大場 玲子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員連絡会代表	6号 (関係団体)
17	広瀬 正幸 西川 達男	埼玉県中央児童相談所所長（～平成31年3月） 埼玉県中央児童相談所所長（平成31年4月～）	7号 (行政機関)
18	三角 正敏 小林 斗志子	上尾市立小学校校長会中央小学校校長（～平成31年3月） 上尾市立小学校校長会原市南小学校校長（平成31年4月～）	7号 (行政機関)

◎会長 ○副会長

第4節 上尾市子ども憲章

平成15年10月1日制定

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第5節 用語解説

あ行

○イクメン

「子育てする男性（メンズ）」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

○子育て世代包括支援センター

助産師等の資格を持つ専任のコーディネーターが、妊娠中の生活や生まれたばかりの子どものお世話のこと、子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながらサポートする拠点のこと。

○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

○子ども・子育て支援法第 61 条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○コーホート変化率法

コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○コミュニティ・スクール

公立学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための制度（学校運営協議会制度）。協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が各学校に設置する。主な役割は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つ。

さ行

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○次世代育成支援対策推進法

平成 17 年4月から平成 27 年3月までの 10 年間の時限立法とされていたが、有効期限が令和7年3月まで 10 年間延長された。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

○スクールカウンセラー

埼玉県では、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を埼玉県スクールカウンセラーとして任用している。公立小・中・高等学校などに派遣され、教職員への助言・援助や児童生徒・保護者への支援及びカウンセリングを主な業務とする。

○スクールソーシャルワーカー

埼玉県では、教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有する者をスクールソーシャルワーカーとして任用している。小・中学校の校長からの依頼や上尾市教育委員会が必要と認める場合などに派遣を行う。主な業務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・連携、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者や生徒への支援など。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

○母子保健推進員

市町村長から親子の健やかな暮らしを支えるために委嘱を受けた住民の代表。住民の目線で親子に寄り添い、子育てをサポートし、住民と行政、住民と専門職をつなぐパイプ役として活動する。

○不育

習慣性流産や早産などのため、妊娠はするが胎児を育てきれない状態。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行編集 上尾市 子ども未来部 子ども支援課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

TEL：048-783-4962

FAX：048-774-5342